最終更新日：2025年3月28日
BASE株式会社
代表取締役CEO 鶴岡　裕太
問合せ先：03-6441-2075
証券コード：4477
https://binc.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、社会に貢献する企業となることを目指しております。このようなミッションのもと、企業価値の持続的な増大を図るためには、経営の健全性、効率性、透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置付け、コーポレート・ガバナンスの体制強化、充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【補充原則1-1①　株主の権利の確保】
当社は、株主総会の議決権行使結果を毎年分析のうえ、取締役会に報告しており、反対の理由と当該反対票が集まった原因について議論し、以後の対応の要否について検討を行う等の対応を実施しております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社では、関連当事者取引について、担当部署において取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性について事前に確認を行うとともに、特に重要と考えられる取引については、取締役会において取引の必要性・妥当性について十分に審議したうえで意思決定を行っております。また、定期的な関連当事者リストの更新や、関連当事者取引の有無及びその内容を取締役会へ報告することで、適切に取引が行われる体制を整備しております。

【補充原則2-4①　中核人材の登用等における多様性の確保】
（人材育成及び社内環境整備に関する方針）
（1）人材の育成の関する方針・戦略等
当社グループは、持続的な成長や事業価値の向上を実現していく上で、人材は最も重要な経営資源であると考えています。
そのためには、従業員が自身の仕事やキャリアに主体性を持ち、挑戦し続けることを支援することが、従業員の育成のために重要であると考えています。

（2）社内環境の整備に関する方針・戦略等
多様性を尊重する企業文化のもと、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮できる制度や職場環境を整備し、ワークライフバランスの推進とDE&I環境を醸成し、社員のエンゲージメントの向上を実現します。

（具体的な取り組み）
①人材育成
当社グループは職種を問わず共通のスキルを9つの領域に定義し、優先順位を設定したうえで、各グレード・ポジション・キャリアパスに応じた育成施策を推進しています。これにより、従業員の成長を促し、組織全体の競争力向上を目指します。

②DE&I
すべての人が活躍できる社会の実現を目指す企業として、性別や性自認・性的指向、障がいの有無、国籍などあらゆる個人の違いを理由とした差別やハラスメントを許容しないことを人権方針として定め、DE&I研修の実施や社内制度のアップデート、有志社員のAllyコミュニティの活動支援などを行い、多様なバックグラウンドを持つあらゆるメンバーが働きやすい職場環境づくりを推進しています。
女性の労働環境に応じて施策を実施し、女性が活躍できる環境づくりを推進しています。これにより、性別・国籍・障がい などの社内外の多様性を広げ、そこから生まれるさまざまな視点を活用することで、事業の成長に結びつけていくことを目指しています。
なお、2030年までに下記を達成することを目標としております。
・女性役員比率30%以上
・女性管理職比率30%以上

③ワークライフバランス
ハイブリッドな働き方を提供するため、フレックスタイム制度や在宅勤務制度を継続して運用しており、『有給休暇5日以上の取得率100%』『平均残業時間が10時間未満』等の実績がでております。
また従業員のライフステージに合わせた補助制度の導入やテスト運用を定期的におこなっており、2024年度では『育児休暇取得率は女性100%、男性80%以上』を実現し、職場復帰率も『女性、男性ともに100%』となりました。
今後も多様な従業員が働ける仕組みを提供し、すべての人材が活躍できる環境を持続的に整備して参ります。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金制度を採用しておりません。

【原則3-1　情報開示の充実】
(ⅰ)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
経営理念や行動指針、経営戦略等は、当社ホームページ(https://binc.jp/about/mission)及び同ホームページに掲載の有価証券報告書に記載しています。

(ⅱ)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「Ⅰ．1．基本的な考え方」をご参照ください。

(ⅲ)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬については、本報告書の「Ⅱ．1．【取締役報酬関係】「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(ⅳ)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役会は、経営陣及び取締役・監査役としてふさわしい多様な経験、高い見識、高度な専門性等を有する人物を選任・指名する方針としております。
取締役の選任手続きについては、任意の諮問機関である指名報酬委員会において上記基準に照らして候補者案を策定し、取締役会における議論及び承認を経た上で、株主総会で選任しております。
また、監査役の選任手続きについては、取締役会への上程前に監査役会の同意を得た上で、取締役会における議論及び承認を経て、株主総会で選任しております。

(ⅴ)取締役会が上記(ⅳ)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役の選任理由は、選任時の「株主総会招集ご通知」に個人別に記載しております。

【補充原則3-1③　サステナビリティについての取り組み等】
(サステナビリティについての取り組み)
BASEグループは「Payment to the People, Power to the People.」をミッションに掲げ、インターネットテクノロジーによって、多くの方が必要としながらもまだ享受できずにいる決済や金融領域へのアクセシビリティを高め、それにより個人・スモールチームをエンパワーメントすることですべての人が活躍できる社会の実現を目指して企業活動を行っております。
サステナビリティに関する取り組みとして、2022年にサステナビリティ基本方針を定めるとともにマテリアリティを特定いたしました。また、サステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティに関する事項の審議、推進施策の遂行状況のモニタリングを行い、定期的に取締役会に報告することで、サステナビリティに関する取り組みを推進する体制を確保しております。
当社のサステナビリティ基本方針やマテリアリティの特定プロセス及び内容、取り組みの進捗状況については当社ウェブサイト(https://binc.jp/esg)で開示しております。

(人的資本・知的財産への投資等)
＜人的資本＞
当社は、持続的な成長や事業価値の向上を実現していくうえで、人材は最も重要な経営資源であると考えております。マテリアリティとして「DE&Iの実現」、「人材の採用・育成・活躍推進」等を掲げ、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮できる制度や職場環境の整備や、従業員が自身の仕事やキャリアに主体性を持ち挑戦し続けることの支援に取り組んでおります。
具体的な取り組みの進捗状況については当社ウェブサイト(https://binc.jp/esg)で開示しております。

＜知的財産＞
当社グループは、知的財産を特許権、商標権、意匠権、著作権等に加え、データ、ブランド、技術等を含んだものととらえ、重要な経営資源と位置づけます。有効な知的財産活動を推進するために、一定の費用を投下し、事業部門と知的財産部門が連携し、知的財産権の取得・保護を推進するとともに、クリアランス調査を行い第三者の権利侵害のリスクを低減します。また、社員への教育や適切なインセンティブの提供を行うことによって、知的財産の重要性を社内に浸透させるとともに、さらなる発明・創作を促進し、当社技術力・信用力向上を目指します。

(気候変動に係るリスク及び機会が自社の事業活動や収益等に与える影響)
当社グループでは、気候変動問題を事業に影響をもたらす重要課題の一つと捉え、マテリアリティ(重要改題)の一つとしてグループ全体で気候変動対策に取り組んでおり、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同を表明しました。
また、TCFD提言にある「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の開示推奨項目に沿って、気候関連情報を開示しております。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。https://binc.jp/esg/esg-environment

【補充原則4-1①　取締役会からの権限移譲】
当社は、法令や定款に記載されている事項、株主総会の決議により委任された事項、その他会社経営上重要な事項について「取締役会規程」に基づき意思決定するとともに、業務執行の監督を行っております。
また、監督機能と執行機能を分離することでコーポレート・ガバナンスを強化するとともに、執行役員へ業務執行権限を委譲することで機動的な意思決定を行うことを目的に、2執行役員制度を導入するとともに、経営会議を設置しております。
「経営会議規程」に基づき上級執行役員により構成される経営会議を毎月2回開催し、経営執行の 基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項の審議および調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき 業務に関する重要事項を審議・検討しております。なお、経営会議には、常勤監査役がオブザーバーとして出席し、意見を述べることができます。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的として、社外取締役を選任するための独立性に関する基準を定めております。基準の内容は「株主総会招集ご通知」や「有価証券報告書」に記載しております。

【補充原則4－10①　任意の仕組みの活用】
当社は、コーポレート・ガバナンスの強化の一環として役員人事及び役員報酬制度に関する審議及び取締役会に対する答申を行うことにより、経営の客観性と合理性を高め、企業価値の最大化を図ることを目的に、指名・報酬委員会を設置しております。
指名・報酬委員会の委員の過半数は社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めるものとしております。

【補充原則4－11①　取締役会の構成】

当社は、取締役会の監督機能を強化するために、過半数を独立社外取締役としております。
また、取締役会を構成するメンバーについては、知識、経験、能力等のバランス並びに多様性に配慮しております。具体的には、任意の指名・報酬委員会で検討をしたうえで、スキルマトリックスを活用して取締役の選任を行っており、スキルマトリックス及び選任理由は株主総会招集ご通知にて開示しております。
現在、当社の取締役は社内取締役2名、独立社外取締役3名の5名（男性3名、女性2名）で構成されており、独立社外取締役3名はいずれも他社での経営経験を有しております。

【補充原則4－11②　取締役の兼任状況】
役員の主要な兼任状況は、「株主総会招集ご通知」や「有価証券報告書」等に記載しております。なお、いずれの兼任についても、当社におけるその役割と責務を適切に果たせる状況である旨を確認しています。

【補充原則4-11③　取締役会の実効性評価】
当社は、取締役会が期待される役割を適切に果たしているかを検証するために取締役会実効性評価を実施し、検証結果をもとに改善を行うことで、コーポレートガバナンスの向上を図っております。2024年度も、取締役会実効性評価を実施いたしました。

＜前年評価を踏まえた実効性向上のための取り組み＞
前年度は、経営戦略や人材戦略といった中長期的な議論の充実化等が課題として挙げられました。
これを受けて、中長期戦略に関する議案を設定し、中長期的な議論の充実化を図りました。

＜2024年度の取締役会実効性評価の方法及び結果＞
（評価方法）
取締役、監査役、上級執行役員を対象に、以下の項目について2024年度の取り組みを評価するため、2024年12月に全40問のアンケートを実施し、その結果について2025年月開催の取締役会で審議を行いました。アンケートの実施にあたっては、市場の求めるコーポレートガバナンスと当社の体制を客観的に把握するため、アンケートの設計、実施、取りまとめにあたり外部機関を活用しました。

（アンケート項目）
・取締役会の構成、運営
・取締役会の議論
・取締役会のモニタリング機能
・社外取締役のパフォーマンス
・取締役・監査役に対する支援体制
・役員のトレーニング体制
・株主（投資家）との対話
・ご自身の取組み
・指名委員会・報酬委員会の運営

（評価結果）
適切または概ね適切であると評価する意見が多く、取締役会等の実効性は確保されていると判断しました。
特に以下の点が高く評価されました。
・取締役会が十分な割合の独立社外取締役から構成されており、独立社外取締役は必要に応じて経営陣に対し建設的に意見し、その必要がある場合は異議を唱えることができている点
・執行と経営を分離し、取締役会のモニタリング機能としての役割が適切に果たされている点
・取締役会に上程される資料の精度や適切性が向上している点

一方で、経営戦略や人材戦略といった中長期的な議論については、2024年度においても一定程度議論の量は増えたものの、さらに充実化させる必要がある点や、資本コストを活用した経営の監視・監督については改善の余地があると評価されました。

これらの意見を踏まえ、今期の取締役会の議題に経営戦略や人材戦略といった中長期戦略に関する議題を設定する、資本コストを活用した経営の監視・監督を行うといった改善を行う予定です。

今後も、取締役会の実効性を高め、コーポレートガバナンスのさらなる向上を図ってまいります。

【補充原則4-14②　トレーニングの方針】
当社は、取締役役が各人の役割と責務を十分に果たすために、各人の判断で必要な知識を習得することを基本としておりますが、適宜、当社の持続的成長と企業価値向上に資する研修機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っております。
また、新任の社外役員には、当社のミッション、事業・財務・組織の社内の情報を説明することとしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
鶴岡　裕太	18,559,096	15.95
株式会社丸井グループ	6,306,000	5.41
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,995,300	3.43
株式会社SBI証券	3,481,521	2.99
GOLDMAN,SACHS　&　CO.REG	2,902,900	2.49
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT	2,709,370	2.32

柳澤　安慶	2,640,000	2.26
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	2,293,732	1.97
株式会社サイバーエージェント	2,255,000	1.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,220,000	1.90

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・2024年7月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー（Baillie Gifford & Co）及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド（Baillie Gifford Overseas Limited）が2024年7月15日現在で5,549,910株（株式保有割合4.80%）を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・2025年2月27日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書(短期大量譲渡）において、株式会社丸井グループが当社株式を処分している旨が記載されており、提出日の前月末日現在（2025年２月28日）において、主要株主ではなくなりました。

・2025年3月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、牧寛之氏が2025年3月12日現在で16,582,700株（株式保有割合14.25%）を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名

定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
志村　正之	他の会社の出身者	●										
松崎　みさ	他の会社の出身者											
鈴木順子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志村　正之	○	志村正之氏の二親等以内の親族が当社の従業員として勤務しておりますが、当該親族は業務執行者として重要な立場（役員・部長クラス）にはありません。	金融・決済業界への深い知見と経験を有しており、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行うことを期待し、2019年8月28日付で社外取締役として選任しております。 当社と志村正之氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。
松崎　みさ	○	―――	自身が起業した会社をはじめとして複数の企業における代表取締役及び取締役としての経験から、会社経営に関する深い知見と経験を有しており、その知識経験に基づき、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行って頂けることを期待し、2022年3月23日付で社外取締役として選任しております。 当社と松崎みさ氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。

鈴木順子	○	―――	代表取締役としての企業経営の経験や執行役員CHROとして人事組織開発の経験、日本企業と外資系企業、スタートアップ企業と大企業等、異なる組織風土の企業で様々な業務に従事し、幅広い見識を有することから、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、2025年3月27日付で社外取締役として選任しております。 当社と鈴木順子氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化の一環として役員人事及び役員報酬制度に関する審議及び取締役会に対する答申を行うことにより、経営の客観性と合理性を高め、企業価値の最大化を図ることを目的に、2021年1月より指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会では、取締役会の諮問に基づき以下の事項を審議し、取締役会に答申しております。
・取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
・代表取締役の選定・解職に関する事項
・取締役の報酬体系・方針、個人別報酬等に関する事項
・取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
・上級執行役員の選任・解任に関する事項
・上級執行役員の報酬体系・方針、個人別報酬等に関する事項
・その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

なお、指名・報酬委員会は、取締役会決議により選任された3名の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。2025年12月期の指名・報酬委員会の委員は、代表取締役の鶴岡裕太、独立社外取締役の志村正之、鈴木順子の3名で、委員長は独立社外取締役の志村正之が務めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、以下を連携して行い監査の質的向上を図っております。
・面談実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有
・監査役監査、会計監査及び内部監査の結果の説明及び報告
また、監査役及び内部監査人は、以下を連携して行い監査の質的向上を図っております。
・監査役監査計画及び内部監査計画の交換並びにその説明・報告
・業務監査の随行等による有効かつ効率的な監査の実施
・面談実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有

また、監査役、会計監査人及び内部監査人は、以下を連携して行い監査の質的向上を図っております。
・監査役監査、会計監査及び内部監査の結果の説明及び報告
・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応についての報告、情報提供・共有

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
歌川　文夫	他の会社の出身者													
山口　揚平	公認会計士													
星　千絵	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
歌川　文夫	○	―――	長年にわたる管理業務全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、同氏は適任であると判断し、招聘するに至りました。 当社と歌川文夫氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。
山口　揚平	○	―――	公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計や監査に関する高い見識等を有していることから、同氏は監査役として適任であると判断し、招聘するに至りました。 当社と山口揚平氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。
星　千絵	○	―――	弁護士として法令についての高度な能力・見識を有していることから、同氏は監査役として適任であると判断し、招聘するに至りました。 当社と星千絵氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。また、取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。　具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬及び株式報酬を支払うこととしております。
　個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役CEOである鶴岡裕太がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の職責、貢献度及び執行状況並びに会社の業績や経済状況を踏まえて決定しております。取締役会は、当該権限が代表取締役CEOによって適切に行使されるよう、指名･報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役CEOは，株主総会で決議した限度額の範囲内で当該答申の内容を踏まえ決定をしなければならないこととしております。
　なお、株式報酬は、指名･報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議することとしております。
　指名･報酬委員会は、取締役会決議により選任された3名の取締役で構成し、その過半数は社外取締役としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

Governance Departmentにおいて取締役会開催日時や決議事項の事前通知を行う等、必要に応じてサポートを行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1　取締役会
当社の取締役会は、代表取締役CEOである鶴岡裕太が議長を務め、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関及び取締役の業務執行の監督機関として全取締役5名（うち社外取締役3名）で構成しており、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

2　監査役会・監査役
当社の監査役会は、常勤監査役である歌川文夫が議長を務め、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。全員が社外監査役であり、弁護士1名及び公認会計士1名を含んでおります。構成員は全監査役3名であります。監査役会は、毎月1回の定時監査役会の開催に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。
なお、監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

3　指名・報酬委員会
当社は、コーポレート・ガバナンスの強化の一環として役員人事及び役員報酬制度に関する審議及び取締役会に対する答申を行うことにより、経営の客観性と合理性を高め、企業価値の最大化を図ることを目的に、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会では、取締役会の諮問に基づき以下の事項を審議し、取締役会に答申しております。
・取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
・代表取締役の選定・解職に関する事項
・取締役の報酬体系・方針、個人別報酬等に関する事項
・取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
・上級執行役員の選任・解任に関する事項
・上級執行役員の報酬体系・方針、個人別報酬等に関する事項
・その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

4　執行役員制度・経営会議
当社は、監督機能と執行機能を分離することでコーポレート・ガバナンスを強化するとともに、執行役員へ業務執行権限を委譲することで機動的な意思決定を行うことを目的に、執行役員制度を導入し、上級執行役員と執行役員を選任しております。
また、「経営会議規程」に基づき上級執行役員により構成される経営会議を毎月2回開催し、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項の審議および調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項を審議・検討しております。なお、経営会議には、常勤監査役がオブザーバーとして出席し、意見を述べることができます。

5　内部監査
当社では、内部監査担当者2名が、内部監査計画に従い、全部門を網羅するよう内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者が所属する部門の監査は、監査結果の客観性を確保するために、監査結果報告前に、外部の専門家に内部監査結果のレビューを委託しております。代表取締役CEOは、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。なお、内部監査結果は、代表取締役CEOのみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に直接報告する仕組みとなっております。
内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令並びに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的としております。
また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に務めております。

6　会計監査人
当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であります。当社事業に精通した取締役と、専門的知見を有し客観的視点を持つ社外取締役で構成される取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定しつつ、監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の健全性、効率性、透明性を高め、企業価値の持続的な増大に有効であると判断したためであります。
また、監督機能と執行機能を分離することでコーポレート・ガバナンスを強化するとともに、執行役員への業務執行権限を委譲することで機動的な意思決定を行うことを目的に、執行役員制度を採用しております。さらに、経営の客観性と合理性を高め、企業価値の最大化を図ることを目的として、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送化に努めております。第12期定時株主総会においては、株主総会開催日の21日前に招集通知を発送しております。また、株主の方々への早期の情報提供の観点から、日本語版・英語版の招集通知を東京証券取引所ホームページ、機関投資家向け議決権行使プラットフォーム、当社ホームページに発送日の前日に掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、開催日については、他社の集中日を避けるよう留意いたします。第12期定時株主総会は、2025年3月27日（木）に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	第7期定時株主総会より、インターネットを通じた議決権の行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第7期定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	第8期定時株主総会より、英文の招集通知（全文訳）を作成し、東京証券取引所ホームページ、機関投資家向け議決権行使プラットフォーム、当社ホームページに掲載しております。
その他	2025年3月開催の定時株主総会につき、株主総会当日にご都合がつかない株主の方々や、遠方の株主の方々のために、場所の定めのない株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」を実施いたしました。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIR専用ページに公表しております。 https://binc.jp/ir/policy	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向けの説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとの決算発表に合わせて、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。 また、公平な情報開示の観点から、トランスクリプトの開示を日本語及び英語にて行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとの決算発表に合わせて実施するアナリスト・機関投資家向けの説明会のトランスクリプトの開示を英語にて行っております。また、海外投資家との電話会議等の開催により、個別面談を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイト（https://binc.jp/ir）を開設し、決算情報、適時開示情報等を日本語及び英語で開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	Finance Divisionを担当部署としており、専任者を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、倫理規程の中で、「当社及び当社グループ会社の役職員等は、その不正行為により、当社及び当社グループ会社の全てのステークホルダーの信頼が著しく損なわれ、その回復に多大な困難が伴うことを認識するものとする。当社及び当社グループ会社の役職員等は、すべての適用ある法令、慣習、条理、倫理その他すべての社会規範とその精神を十分に理解し、これらを遵守するとともに社会的良識をもって行動しなければならない。」と定めております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	サステナビリティに関する取り組みは、本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」欄の補充原則3-1③に記載の通りです。 また、詳細は当社ウェブサイト（https://binc.jp/esg）で開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ＩＲ活動の基本方針として「株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適正に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要である。」と考えております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき内部統制システムの運用を行っておりますが、その概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 取締役及び使用人の法令、定款、社会規範遵守の意識を高めるため、「倫理規程」、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」及び「人権方針」を制定し、適宜教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。
⑵ 取締役及び使用人は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努める。
⑶ 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
⑷ 代表取締役CEOは、内部監査担当者を選任し、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
⑸ 法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口、監査役及び社外弁護士を情報受領者とする内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
⑹ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除する「反社会的勢力対策規程」を制定し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、法令及び「文書管理規程」に基づき、重要な意思決定及び報告に関して、文書又は電磁的記録により適切に保存、管理する。監査役から要望があった場合には、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に基づき、各部署のリスクの防止及び会社損失の最小化を目的とした「リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会」を設置するとともに、定期的に開催し、その結果を必要に応じて取締役会、監査役会へ報告する。
大震災等の災害時を想定したBCP（事業継続計画）の一環として「事業継続計画（BCP）規程」を制定し、不測の事態が発生した場合には、必要に応じ代表取締役CEOを危機対策責任者とする危機対策本部を設置、取締役及び使用人が一体となって危機に対応し、被害の発生を防止し、又は損害の拡大を最小限にとどめる体制をとる。
また、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、社内の情報漏洩対策等の情報セキュリティ推進を目的とした「情報セキュリティ委員会」を設置するとともに、定期的に開催し、その結果を必要に応じて取締役会、監査役会へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会に基づく職務の執行を効率的に行うため、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」に基づき定時取締役を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。さらに、「経営会議規程」に基づき上級執行役員により構成される経営会議を毎月2回開催し、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項の審議および調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項を審議・検討する。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理はGovernance Departmentが担当するものとし、当社への事業の状況に関する定期的な報告及び重要事項については適切な承認を得るものとする。
⑵ 子会社の損失の危険の管理に関する事項については、当社の規程を適用させ、当社グループ全体の損失の危険として管理する。
⑶ 子会社における取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われるように、職務執行に関する権限及び責任を、業務分掌規程、職務権限規程及びその他の社内規程において明文化する。
⑷ 当社の内部監査担当者による当社グループへの内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を確保するよう努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、使用人の決定、変更にあたっては、監査役と協議するものとする。また、監査役の職務を補助すべき使用人は、当該業務について監査役の指示に従うものとする。

8. 監査役への報告に関する体制
⑴ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
(ア) 監査役は、取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、取締役等からその 職務執行状況を聴収し、関係資料を閲覧することができる。
(イ) 当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合には、速やかに監査役に報告する。また、重要な意思決定、重要な会計方針、会計基準、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告する。
⑵ 子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(ア) 子会社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
(イ) 子会社の取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合には、速やかに監査役に報告する。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
「内部通報規程」を準用し、報告者に対する解雇その他一切の不利益な取扱いを禁止する。

10. 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について費用の請求をした時は、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要ないと証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。また、各部署責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに、代表取締役CEO及び会計監査人との定期的な情報・意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、コンプライアンス遵守を実践するために、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を定めており、その中では「役職員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも、妥協せず毅然とした態度で対処する」と定めております。
　これらを受けて、役職員に対して反社会的勢力との取引を行わないように、入社時の研修で周知徹底を図っております。なお、当社グループの役職員は、現在までに反社会的勢力との関係は一切ございません。
当社では、Governance Department Managerを不当要求防止責任者に選任し、以下に記載する方法により、継続的に反社会的勢力の排除に関する取組みを行っております。
　当社グループにおける反社会的勢力の排除・防止体制としましては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力排除対応マニュアル」を制定し、Governance Departmentを所管部署として、反社チェックの運用を行っております。
具体的には、株主については出資受入前、役職員については、選任あるいは採用前、新規取引先については取引開始前に、新聞記事検索サービスの「日経テレコン」等を用いて情報収集を行い、反社会的勢力への該当有無をチェックしております。なお、継続取引先については、取引開始後も定期的に調査を行っております。
また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。
なお、「BASE」に出店するショップ及び「PAY.JP」の加盟店に対しては、当社グループの業務委託先となる決済代行会社が、登録時及び登録後定期的に反社チェックを行っております。当該反社チェックにて問題が確認された場合には、決済代行会社から当社宛に通知がされることになっており、当該通知をもってショップ登録及び加盟店登録の可否を判断しております。
万一問題が発生した場合には、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談するとともに、取締役会を機動的に開催し、適切な処置をとることとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は以下のとおりです。

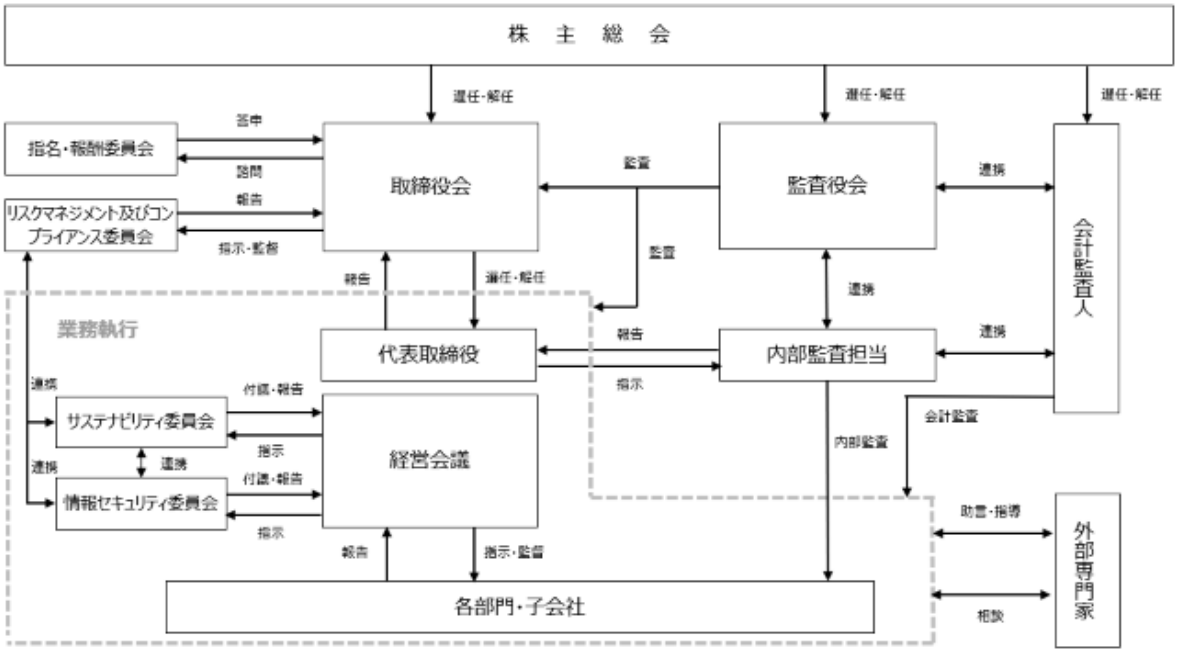
　当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れる否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであり、その判断を適切に行っていただくに当たっては、そのご判断のために必要かつ十分な情報が必要であると認識しております。
　大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様に適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等に充てることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。
　かかる認識の下、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、さらに②大規模買付者の提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。
　当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するよう要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、法令等及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまい

ります。
　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以上のとおりでありますが、当社取締役会といたしましては、大規模買付者が大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えております。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主意思確認総会を開催することといたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合（原則として、当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとしますが、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で大規模買付行為等の態様等に照らして大規模買付者その他の非適格者に議決権を与えることが適切でないと判断される場合等には、異なる方法とする場合があります。）には、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。
　したがって、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b)大規模買付者が対応方針に定める手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して、取締役会の決議により発動されます。

本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております、2025年3月19日付開示資料をご覧ください。（アドレス：https://binc.jp/ir/news）

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――



【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示手続き

